平成２２年（フ）第１６７１４号
埼玉県春日部市豊町５丁目５番地６　壱番館111号
破産者　有限会社永島工務店
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７１５号
埼玉県春日部市豊町５丁目５－６－111
破産者　永島　秀夫
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０８号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目13－３－201
破産者　前嶋　　淳（旧姓寺島）
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４０４号
埼玉県川口市大字源左衛門新田204―21
破産者　小林　洋子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４６１号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目２－７　グランデ・アルヴォーレ３番館405号
破産者　齋藤　和夫
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５５５号
埼玉県川口市並木１丁目23―21―207
破産者　丸山　浩二
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５８３号
東京都渋谷区笹塚１丁目27―13―Ｃ―101
破産者　金橋香代子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６６１号
東京都荒川区町屋７丁目５―13―803
破産者　高橋　　平
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７３９号
東京都北区桐ケ丘１丁目21―40　日の基青老閣
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７５２号
神奈川県茅ヶ崎市堤3085―３
破産者　荒川　　聡
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７５３号
神奈川県茅ヶ崎市堤3085―３
破産者　荒川　淑江
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１７号
東京都目黒区青葉台１丁目16―３―105
破産者　冨樫　邦夫
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２０号
東京都練馬区光が丘３丁目８―12―805
破産者　宮越　正清
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８４０号
東京都多摩市永山６丁目７－６　ピアシティ多摩永山パークサイドⅡ206
破産者　松木　早苗
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８４１号
神奈川県川崎市中原区中丸子476―103
破産者　菅野信太郎
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８６２号
東京都北区西が丘２丁目７―14
破産者　浦山　俊雄
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９１６号
東京都武蔵村山市中原１丁目６－７－403
破産者　佐藤　義弘
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２４号
東京都町田市原町田４丁目19―20―607
破産者　金　　昌勲
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９２５号
東京都町田市原町田４丁目19―20―607
破産者　金　　秀珍
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４６号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見１丁目６－11―301
破産者　八木下ツユ子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４８号
千葉県木更津市岩根４－７－11、住民票上の住所千葉県木更津市江川440－４
破産者　能城　和也
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９６６号
神奈川県平塚市四之宮１丁目１―12―702
破産者　伊藤　紀彦
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部